

医政医発 0731 第 1 号

平成 29 年 7 月 31 日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等に配慮することについては、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号）において定めているところである。

本年 3 月 23 日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、地域枠の学生に係る従事要件等への配慮について、より適正を図る観点から、臨床研修制度における地域枠医師への対応が議論（別紙）されたことを受け、医師臨床研修マッチング参加規約が改正されたところであり、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について、下記のとおり取りまとめたので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知願いたい。

記

- 1 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件等（以下「従事要件等」という。）を必ず確認すること。
- 2 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出るものであること。
- 3 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と

研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で医師臨床研修マッチングの希望順位登録を行うこと。

なお、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わないこと。

- 4 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供すること。

なお、臨床研修病院は、当該リストを研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。

- 5 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県に照会することができること。

なお、臨床研修病院は、当該照会により得た情報を研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。

- 6 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認すること。

臨床研修制度における地域枠医師への対応（案）

1. 地域枠学生情報の共有

- ・ マッチングの規約改正^{※1}

(1) 地域枠^{※2}の研修希望者は、選考手続きの過程において病院にその旨を申し出る

※2 臨床研修期間中の義務要件が課せられている者に限る。以下同じ。

(2) 各都道府県は、マッチングに参加する地域枠学生について、氏名、大学及び義務要件のリストを作成し、厚生労働省を經由して、臨床研修病院に情報提供する

※1 医師臨床研修マッチング協議会に改正を依頼。また、マッチングの登録時に地域枠であることを登録できないか、システム改修の検討も依頼予定。

- ・ 臨床研修病院は、研修希望者が地域枠の場合に、該当する都道府県に照会できる

2. 臨床研修病院に対する依頼

- ・ マッチング前に、研修希望者が地域枠であるかどうかを確認
- ・ 研修希望者が地域枠の場合、義務履行要件と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認した上で順位登録

3. 地域枠医師のフォロー

- ・ 各都道府県は、臨床研修を開始する地域枠医師について、採用先病院を調べた上で、義務履行要件と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認し、厚生労働省に提出
- ・ 臨床研修病院が、義務履行要件に反する研修医を採用している場合、当該病院に対する臨床研修費補助金を減額することとする[※]

※ 平成 29 年度から、補助金の目的に、地域における医師不足の是正を追加

※ 今後、当該病院の募集定員を削減することも検討

医師臨床研修マッチング参加規約(参加者用)

翌年4月に医師免許を取得して臨床研修を受けようとする者及び平成16年4月以降に医師免許を取得したが、臨床研修未実施で臨床研修を受けようとする私(マッチングに成立した病院に就職しなかった者を除く)(以下参加者)は、医師臨床研修マッチング協議会(以下、協議会)が実施する医師臨床研修マッチング(以下、研修医マッチング)への参加にあたって、研修医マッチングが、参加者と臨床研修を行う病院(以下、参加病院)の研修プログラムとの組み合わせを参加者及び参加病院の希望を踏まえて、一定の規則(アルゴリズム)に従ってコンピュータを用いて決定するものであることを理解し、下記の規約事項を遵守することに同意した上で、参加いたします。

規約事項

- 1、参加者は、協議会が公表するスケジュールに従って手続きを行うこと。
- 2、参加者は、研修医マッチングに参加するにあたり、附則に示すホームページ運用規定を遵守すること。
- 3、参加者は、自己のメールアドレス(変更した場合はホームページ上で登録内容の変更をすること)を保有し、あらかじめ各大学に貸与している参加登録用ID及びパスワードを利用して、ホームページ上で研修医マッチングへの参加登録をすること。登録後、協議会がホームページ上で貸与するユーザIDを受け取り、以降これを使って協議会と連絡をとること。
- 4、参加者は、希望する研修プログラムを有する参加病院が定める選考手続き(応募、面接、試験等)を受けること。その際に、自己のIDを病院に知らせるとともに、当該病院の研修プログラム番号を確認しておくこと。
- 5、参加者は、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠、いわゆる「地域枠」の入学者であって、臨床研修期間中に指定された地域や病院での従事要件が課せられている場合は、選考過程において参加病院にその旨を伝えること。
- 6、地域枠を設けている都道府県は、参加者のうち、地域枠入学者であって、臨床研修期間中に指定された地域や病院での従事要件が課せられている者の情報(氏名、大学及び従事要件)を、厚生労働省を経由して参加病院に通知する。参加病院は、得た情報を選考過程での参考情報としてのみ用い、また、該当する都道府県に照会する場合がある。
- 7、参加者は、自己の作成する希望順位表の順位について、参加病院と話し合いをしないこと。
- 8、参加者は、中間公表の前日までに研修を希望する研修プログラムを記載した希望順位表を作成し、ホームページ上で協議会に提出することが望ましい。ただし、希望順位表に記載できる研修プログラムは、研修プログラムの定める選考手続きを完了したものであること。
- 9、参加者は、希望順位表の登録・追加・修正を最終締切に完了すること。
- 10、参加者は、協議会が実施するコンピュータ・マッチング終了後、協議会が研修医マッチングの結果を見ることができるようホームページ上で表示した後、各自のユーザーID、パスワードを用いてログインし、各自の組み合わせ結果を確認すること。その際、組み合わせが決定しなかった参

加者は、空席情報を参考にして空席のある病院の選考を受けることができる。

- 11、参加者は、組み合わせが決定した際には、速やかに当該プログラムを有する参加病院で研修する旨の仮契約を当該病院と結ぶこと。組み合わせが決定した場合には、原則として当該病院以外の病院と仮契約することはできない。
- 12、協議会は、参加者から費用を徴収しない。
- 13、協議会は、臨床研修を行う病院から当該病院が採用しようとしている参加者について、研修医マッチングの結果の照会があった場合には、当該病院に対して、当該参加者の組み合わせが決定しているか否かについて知らせる。
- 14、協議会は、参加者が登録用ID、パスワードまたは個人のユーザーIDを他人に譲渡する等の本規約および附則のホームページ運用規定に違反する行為をした場合には、当該参加者の参加を取り消すことができる。また、その場合、当該参加者について、一定期間研修医マッチングへの参加登録を行えない。
- 15、参加者は、特段の理由(退学等の理由により協議会が承認したもの)なく、研修医マッチングで組み合わせが決定した研修プログラムを有する参加病院と仮契約を結ばなかった場合には、一定期間、研修医マッチングへの参加登録が行えず、参加者支援事業も利用できない。また、当該参加者に研修を受けることを認めた病院は、一定期間、マッチングへの参加登録を行えない場合がある。
- 16、参加者は、協議会の実施する参加者支援事業(各種相談、講習会の開催等)を利用できる。
- 17、協議会は、参加者が参加者支援事業をより利用しやすくするために、参加者が同意した場合には、日本医師会及び参加者の出身大学に、マッチングが成立した者の氏名・連絡先及び組み合わせが決定した病院名及びマッチングが成立しなかった者については氏名・連絡先を通知する。
- 18、研修医マッチングにおいては、参加者と参加病院双方の希望順位に基づいて組み合わせを決定するため、必ずしも希望順位表の上位に記載した研修プログラムと組み合わせが決定するとは限らず、また、組み合わせが決定しないこともあり得る。
- 19、臨床研修病院の指定申請を行っている病院の研修プログラムについては、当該研修プログラムとマッチングが成立した場合であっても、当該病院が指定されなかった場合にはマッチングが成立しなかった取り扱いとなる。
- 20、研修医マッチング全体の結果については、個人情報が発明しない状態で集計して公表することがある。
- 21、コンピュータマッチングの結果、アンマッチで2次募集においても研修病院が決まらなかった参加者は翌年4月1日から始まるマッチングに改めて参加登録が必要である。マッチした参加者については研修期間中は参加者支援事業を受けることができる。
- 22、マッチング事業を適正に遂行するにあたって、必要があると判断した場合は、協議会から大学等に参加者のマッチング参加資格について確認する場合がある。

[《メインページへ戻る》](#)

Copyright(c)2003 公益財団法人医療研修推進財団 All rights reserved.